

バス事業者運行管理効率化支援事業費補助金交付要綱

令和6年4月1日 制定

(総則)

第1条 県は、地域公共交通の確保及び充実を図るため、広域バス路線事業者が行う運行管理効率化に資する取組に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 広域バス路線事業者 岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱（平成13年9月10日制定）第1条第3号から第5号までに規定する地域間幹線系統、準地域間幹線系統又は連絡系統のいずれかを運行する乗合バス事業者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、県内に本社又は営業所を有する広域バス路線事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、公共交通の運行管理効率化に資する機器導入に係る事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を審査し、必要があると認めるときは学識経験を有する者等から意見を聴いた上で、適当と認める場合は、交付決定を行う。

2 知事は、前項の交付決定を行ったときは、別記第2号様式により補助事業者に通知するものとする。

(事業の着手時期)

第7条 補助事業の着手時期は、前条第1項の交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 交付の決定を受けた補助事業の内容を変更(補助金の額が増加又は10パーセント以上減少する場合に限る。)する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 補助事業者が前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 変更承認申請書(別記第3号様式)
- (2) 前項第2号の承認 中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、規則第8条第1項の規定により申請を取り下げしようとするときは、第6条第2項の規定による交付決定の通知を受領した日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更の承認等)

第10条 知事は、第8条第2項第1号の変更承認申請書を審査し、適当と認める場合は、変更の承認を行うものとする。

2 知事は、前項の承認を行ったときは、別記第5号様式により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事から要求があった場合は、速やかに別記第6号様式による事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 事業遂行状況報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が第6条第1項の交付決定のあった日の属する年度内に完了しない見込みであるときは、事業遂行状況報告書にその理由を付して、速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期等)

第14条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、

知事が業務の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から7日以内に別記第9号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告後の消費税等の取扱い)

第15条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(取得財産等に係る帳簿の整理)

第16条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、その取得時期又は効用の増加した時期、当該時期における価格、所在場所及び取得財産等に係る補助金の使途の状況が明らかになるよう整理しておかなければならない。

(取得財産等の管理等)

第17条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

2 規則第21条第2号の機械及び重要な器具で知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び器具とする。

3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入を生じたときは、そのうち補助金に相当する額を県に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿とともに、補助事業の内容を証する書類を整理して、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>以下の機器を導入する経費（①及び②については、（注1）の要件を満たすものに限る。）</p> <p>① I Tを活用した遠隔地における点呼機器（以下「I T点呼機器」という。）</p> <p>②遠隔点呼機器</p> <p>③その他運行管理効率化に資するものとして知事が認める機器</p> <p><対象となる経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の取得費 ・付属部品の取得費等（操作機器（操作パッド）、表示器、メモリーカード（※1）、センサー（※2）、ハーネス（※2）、通信機器、映像カメラ、車載器を車両に取り付けるための付属部品、取付工事費、事務所用機器ソフト及びリーダーライター等の周辺機器、設定に係る費用等） <p><対象とならない経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器購入に係る送料、手数料及び交通費 ・設置後のメンテナンスやバージョンアップ、機器やソフト等の取扱方法の説明や指導に係る費用 ・事務所の通信費や電気代等 ・申請者以外の者が購入したもの ・その他補助事業に関わりがないもの 	<p>補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額（補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）</p>

- ※1 車載器1台につき1枚とする。ただし、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型（同一車両に対し、デジタル式運行記録計と映像型ドライブレコーダーを同時に購入する場合又はデジタル式運行記録計にカメラ等を付加し、映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することになった場合を含む。）を含む機器にあつては、車載器1台につき2枚までとする。
- ※2 温度センサーやE T C等、補助対象機器と関わりがない部品は対象外とする。

（注1）

要件	項目	内容
I T点呼機器導入費	<p>遠隔地における点呼時の疾病、疲労、睡眠不足等の確認</p> <p>遠隔地における点呼時の酒気帯びの有無の確認及び記録</p> <p>データの保存</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所設置型端末（※3）及び携帯型端末（※4）又は遠隔地設置型端末（※5）によって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を動画で随時確認できること。 ・携帯型端末又は遠隔地設置型端末は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる精度のカメラを有していること。 ・携帯型端末又は遠隔地設置型端末のカメラで撮影した運転者の動画及びアルコール検知器の測定結果によって、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること。 ・営業所用端末に上記測定結果（酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ）を運転者ごとに記録し、氏名

		等の運転者情報と併せて最低1年間保存できること。
遠隔点呼機器導入費	遠隔点呼の実施に必要な機能等の要件の遵守	対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（令和5年国土交通省告示第266号）に規定する遠隔点呼機器の要件を満たしていること。

※3 運転者が所属する営業所に設置した装置

※4 運転者が携帯する装置で、遠隔地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置（アルコール検知器と連動した携帯電話等を含む。）

※5 運転者が遠隔地点呼を受ける場所に設置された装置